

## 令和3年度 第2回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年5月10日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時40分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員									
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農用地利用配分計画案について 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明申請について 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 银杏主事								
議事録署名委員	4番	盛田 敬一	5番	小林 正樹					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第2回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の  
決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、4番の盛田委員と5番の小林委員でお願いします。

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年4月8日から5月9日までの行事等についてです。まず4月8日ですが、令和3年度第1回農業委員会定例会を開催しました。14日ですが、市町村農業委員会新任職員研修会が倉吉市で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を5件、農地法第3条の規定による許可申請書を1件、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を1件、非農地証明申請書を1件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

5. 付議事項

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,471㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員

昨年、えごまを作るということで、貸付人と別の農家の間で契約が成立したのですが、先月に合意解約が成立しました。今度は借受人が作ることになりました。借受人の経営面積がかなりありますが、子どもと3人で頑張ってみるとのことです、そういう返事をいただきました。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の申請農地は大字岩屋堂の田2筆で、2筆の合計面積は1,928㎡です。農振区分は2筆とも農用地域内、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

借受人に確認をしました。再設定ということで、問題ないと思います。これまでは、1年で借受設定していましたが、今度は3年設定で出させてもらいましたということです。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

3件目の申請農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域外、面積は717㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員

先月に係る貸付人の農地です。〇〇〇〇に貸し付けている農地の上側を借受人に貸しているということですが、今まで手続きをされていませんでしたので、事務局に手続きをとっていただくよう指導するよう言った案件です。問題は、借受人が約10年前から農地が荒れないように作っておられますけれども、農地法等で定められている2反以上の農業経営をしていないわけですが、農業経営基盤強化促進法だと面積要件がないからいいということです。若干疑問はありますけれども、若桜町の事情で、常用の機械が入らないような所にある農地を作ってくださいですので、耕作放棄地の解消という意味では、ありかと思えます。個人的には経営面積2反以下ということが引っかかりまして、そもそも基盤法自体が、担い手に農地集積するための法律と思えます。多少違った運用がされておりますけれども、実情から見ればやむを得ないというのが最終的な判断です。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

自作地・借入地ともに0㎡となっております。若桜町の場合ですと、貸借や売買は2反以上ないといけないということですが、先ほどありましたように、放っておくと荒れてしまう、作る人もいない所を耕作してもらっているのですから、気持ちとしてはいいかと思えます。了解で貸し借りをされている所というのは、かなりあるとは思いますが、皆さんの判断としてはどうでしょうか。

職務代理

大事なことで、農地を荒らさないためには良いことだと思いますけれども、法律には特例はないのですか。法律に則って申し出ますということですが、特例で認められるというのがあれば、それで認めて農地を荒らさないようにするほうが良いと思います。

会 長

このまま決定すると、2反以上という要件は無くてもいいことになります。すぐに決定となると、法律に背くおそれがあるわけですので、こういう場合はこういう特例がありますというような抜け道はありませんか。

事務局

農業経営基盤強化促進法による申請であること自体が抜け道です。基盤法には、面積要件がないです。要件は3項目ありまして、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること、利用権設定をする農地について権利関係者のすべての同意を得ていることなので、農業経営基盤強化促進法に則って設定する以上は、特に問題はないです。若桜町において2反以上という要件は、農地法に則る場合の話です。

職務代理

農業経営基盤強化促進法というのが農地法を上回る法律なのか、それとも農地法が大事なのかということです。この法律に則れば、農地法の適用の除外を受けられますというのなら、それでいいのですが、そこを教えてほしいのです。

会 長

実際には、もう作っておられるわけです。また勉強してみてください。

事務局

基本的に、売買するときは2反以上という話がありまして、農業委員会として借受人を担い手として位置付ける方向に誘導していくのが、この農業経営基盤強化促進法の趣旨になっています。そのときに、面積要件がなくなっていますので、必ず2反要るかどうかということは、最終的には農業委員会の判断になります。一方、基盤法に基づき担い手として位置付けていき、どんどん拡げていくことを想定していますけれども、若桜町としては、こういった小さい所も見ていこうという中で進めていくというのは間違いではないでしょうけれども、農業委員会との整合性をどう見るかと

いうことです。

伊井野委員

農業委員会が、若桜町における下限面積を2反としていまして、これを下げることが1つの考え方だと思います。これが1反でも1畝でも、耕作放棄地を解消するための若桜町の施策だとすれば、農業委員会が定めればそれで合法的になるというのが、国の考え方かと思われま

事務局

国としては、確か3反でした。しかし、若桜町は2反としております。さらに、町外を見ると、下限面積をもっと下げている市町村があるのを聞いたことがあります。

伊井野委員

農業委員会が、こういうのが合法的になるように、若桜町として耕作放棄地をなんとかしようという意思があつて、農業委員会として適正に位置付けすれば、それはOKというのが県の考え方です。

職務代理

無条件に面積を下げるよりは、例えば、農地がない者が利用権設定をして資材置き場にしような場合は、農業委員会としてNGを出せばいいわけです。今回の案件の場合、10年以上耕作しており、今後も継続して耕作するというのであれば、農業委員会として認めればいいわけです。

会 長

来月の農業委員会定例会で、それを制定しましょう。制定できるように規程の案を作ってください。

伊井野委員

経営面積が2反以下であっても特別な事情があり、農業委員会が適当と認める場合はこの限りでないというような事項があるといいです。

茗荷推進委員

水稻を作ることですけれども、農機具は持っていらっしゃいますか。

事務局

農機具は持っていらっしゃるようです。

会 長                    こうして書類を出してもらうのはありがたいことです。この場では承認しますけれども、来月の定例会にそういう規程を定めるということできたいと思いますけれども、よろしいですか。

委 員                    （異議等なし）

事務局                  条件等については、確認してみます。

会 長                    次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局                  4件目の申請農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,753.2㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長                    この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員              個人名義で過去5年間借りていた農地を今回、法人名義で再度借り受けるということです。妥当だと思います。

会 長                    この件について、質問、意見はありませんか。

委 員                    （異議等なし）

会 長                    意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 5件目の申請農地は大字屋堂羅の田7筆で、7筆の合計面積は5,583㎡です。農振区分は7筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は福島県郡山市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員 20年以上前から更新をずっと続けている、再設定の案件です。耕作しないことがありますけれども、少なくとも荒らさないように田を耕す等、適正管理はしております。

会長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委員 (異議等なし)

会長 意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 6件目の申請農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,269㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は岡山県岡山市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員 借受人が〇〇〇〇から若桜町の法人に変わったということですが、特に問題ないと思いました。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理

〇〇〇〇は借入地を増やしているようですが、人員の確保はできるのですか。

小林委員

可能性は低いです。

会 長

〇〇〇〇とまばらで集めているようですが、最終的には八頭町がしたように、ここが〇〇〇〇、あそこの広い所は〇〇〇〇というように、明確に分けてやりましょう。

小林委員

最終目標としては、そこまでいきたいと思っています。

会 長

そこまでやらないと、〇〇〇〇が作るにしても、算定が合わなくなります。

職務代理

この間に研修を受けましたが、農地中間管理機構に出すようにということです。

小林委員

契約をしたときは、農地中間管理事業の研修を受ける前でしたので。次回からは農地中間管理機構を通そうと思っています。

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

7件目の申請農地は大字長砂の田2筆で、2筆の合計面積は2, 212㎡です。農振区分は2筆

とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

私の担当区域ですので、事前調査をしました。これまでの契約が切れるということで再設定してもらうということです。借受人と〇〇〇〇の2軒で、長砂集落はほとんど耕作している格好になっています。2名が分け合いながら、長砂の農地を作ってもらっているのが現状です。これからも、えごまを作っていくということです。

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

8件目の申請農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,617㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字赤松の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理

この農地は、圃場整備以降ずっと、借受人が作っておられます。再設定ということで、問題はないです。

会 長

この件について、質問、意見はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号の9件目、10件目及び議案第2号を一括で説明します。

9件目の申請農地は大字赤松の田2筆で、2筆の合計面積は2,183㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は岡山県岡山市の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

10件目の申請農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,994㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

続けて議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について、農業委員会からの意見を求めます。

農用地利用配分計画案に係る農地は大字赤松の田3筆で、3筆の合計面積は4,177㎡です。権利種別は機構法による賃貸借となっております。耕作予定者は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、存続期間は10年、10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。耕作予定者は、農地中間管理機構から既に配分を受けている農用地があること、農業委員会が認める農地所有適格法人との理由により、事業の種類等の項目の記載を省略することができます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理	<p>9件目も10件目も新規です。9件目は2筆ですけれども、実際には1枚です。昨年までは、利用権設定で耕作されていましたが、耕作者が高齢になったということで、返すと言われました。所有者の方が、自分では作れないので、農業法人に作ってもらいたいということで来られまして、最終的に農業法人が農地中間管理機構を通じて借りようということで決定しております。それから10件目です。これも以前は他の方が作っておられましたけれども、約3年前のように大水が出るたびに土砂が入る農地です。貸付人が、なんとか田として使ってほしいと言われたもので、農業法人として耕作している農地ですけれども、今回、正式に農地中間管理機構に出して、そこから借り受けるようにしたものです。</p>
会 長	<p>これらを借り受けたら、経営面積は全部で7町歩ですか。</p>
職務代理	<p>個人で作っている分も合わせれば、10町歩以上になります。毎年増えています。</p>
会 長	<p>この件について、質問、意見はありませんか。</p>
委 員	<p>(異議等なし)</p>
会 長	<p>それでは、議案第1号も議案第2号も申請どおり決定します。 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。 申請農地は大字中原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,587㎡、権利種別は第3条による無償移転、内容は生前贈与です。譲渡人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、譲受人は同じく若桜町大字中原の〇〇〇〇です。これは、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。</p>
会 長	<p>この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。</p>

永原委員

譲受人に会って話を聞きました。譲渡人が高齢ということで、名義を変えるというものです。この農地は、平成30年度から〇〇〇〇が借りて耕作していて、その権利がずっと〇〇〇〇のもので作っているということです。

会 長

相続の権利があるのは譲受人だけですか。

山本推進委員

弟が町外に住んでおります。

茗荷推進委員

贈与ですので、本人がいいと言えばいいことです。

会 長

この件について、質問、意見はありませんか。

事務局

補足です。今回の案件ですが、本当はこの第3条申請自体が必要ななかったのかもしれない案件です。といいますのは、譲渡人と〇〇〇〇が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により貸借の契約を結んでおります。所有者の名義が変わるということですが、今後も〇〇〇〇が農地を守っていくと決めてありますので、本来は書類までは要らないのではと県に確認しましたところ、話をするほうがいいですが、こういう書類は必要ないというのが見解でした。しかし、生前贈与するにあたり、法務局等に書類を出すときに、農業委員会から何らかの証明が要るということを言われまして、どういう書類を作るのかという中で、農地法第3条の規定による許可申請という書類を出すほうがいいということでした。

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。

会 長	議案第4号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。
事務局	議案第4号、非農地証明の申請がありましたので、農業委員会の議決を求めます。 申請農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿が畑・現況が原野で、農振区分は農用地区域外、都市計画区分は計画区域内、面積は32㎡です。所有者は八頭町の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、父から相続したが、20年以上耕作しておらず原野化しているというものです。
会 長	この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
田中委員	1ヶ月前に、中町の自治会長がお見えになりまして、現在は中町公民館が借りて使っているという状態でして、公認して法人化したいということでした。原野になっていますし、非農地の証明をお願いしたいということでした。非農地証明の審査基準のうちの、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地ということで、証明してもいいと思います。
会 長	この件について、質問、意見はありませんか。
職務代理	これは、所有権移転をする準備ですか。
田中委員	はい、全部ひっくるめてしたいということでした。
会 長	ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。
委 員	(異議等なし)
会 長	それでは、申請どおり決定します。 議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

申請に係る農地は大字須澄の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域外、面積は41㎡です。申請者及び所有者は若桜町大字須澄の〇〇〇〇となっております。転用目的は個人墓地の新設です。転用理由としましては、現在の墓地への経路が悪路であり、且つ道幅が狭い階段を上る必要があり、車椅子だと墓地まで移動できないため、車椅子でも墓参りが可能な場所に墓地を新設したいというものです。農地区分については、他の農地区分に該当しない生産性の低い農地という理由により、第2種農地と判断されます。

会長

この件について、事前調査の報告をお願いします。

津村委員

先週の木曜日、申請者宅に行き、確認をさせていただきました。現在の墓地は、集落の集合墓地のような所にあります。孫さんが車椅子で墓参りするのが不便だということで、新しい所に墓地を建てたいということです。申請地ですけれども、これまで耕作はしていなかったということです。それから、隣接農地の耕作者だけでなく、集落の人全員に同意を得たことをおっしゃっていました。工事に係る進入路についても、道路に面していますので、特に問題はありません。できるだけ早く許可をしてもらいたいということで、話を聞かせてもらいました。

会長

この件について、質問、意見はありませんか。

墓地から半径100メートル以内に住居があれば、同意が必要という要件がありますけれども、これについてはどうですか。

事務局

これについては、クリアしています。根拠としまして、墓地等経営に関する事前指導通知の写しを入れてあります。もし、墓地の新設予定地から半径100メートル以内の世帯の人の同意が得られないようでしたら、そもそも墓地等経営の事前指導通知ができないということです。

6. その他	津村委員	この農地転用の許可が下りるとすれば、いつから工事ができますか。
	事務局	実際に工事となりますと、5月下旬になります。今回の農業委員会の意見を、今度は県に提出しなければなりません。さらに、県での審議がありまして、結果が出るのに5月下旬までかかります。
	津村委員	梅雨に入る前に工事を終わらせたいそうです。許可が出ても、実際に工事となれば、梅雨に入ってしまう。早く始めたいとのこと。
	会 長	急がれるということになれば、県に早く許可を出せないか、連絡をとってみてください。ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	それでは、申請どおり決定しますが、事務局は県に連絡をお願いします。
	伊井野委員	先ほどの大字若桜の非農地証明申請、現況が原野とありますが、こういうのは雑種地ではないのですか、宅地の近くです。
	事務局	わかりました、非農地証明申請の件は、雑種地で証明書を出します。
	会 長	その他の事項です。  ●事務局より、若桜宿内の農地の耕作者について相談あり。 ●次回定例会は、6月10日(木)9:00～に決定。
会 長	以上で、令和3年度第2回の定例会を終了します。	